

第88回 全国安全週間

期 間：平成27年7月1日(水)～7日(火)

【準備期間：平成27年6月1日(月)～30日(火)】

(スローガン)

危険見つけてみんなで改善
意識高めて安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

労働災害のない、安心して働く職場は、働く誰もが求めるものです。それぞれの事業場において、労使が協調して行われているいろいろな取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、平成22年以降の5年間のうち4年間は、労働災害の発生件数が前年を上回っており、特に平成26年につきましては、上半期に前年同期を大幅に上回る緊急事態となりました。このため、8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施し、上半期の増加分を挽回しきれなかったものの、下半期の実績は前年同期を下回りました。

平成27年につきましては、緊急対策による労働災害の減少傾向を継続し、労働災害の発生件数を何としても前年を大幅に下回ることを目標にしています。厚生労働省におきましても、これまでの重点業種ごとの対策に加え、業種横断的な対策として、1月には「STOP!転倒災害プロジェクト2015」を開始し、5月には交通労働災害防止対策を展開しています。

皆様の職場におきましても、「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じますとともに、職場で働く一人ひとりの安全意識を高めて、安心して働く職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成 27 年度全国安全週間実施要綱について

①全般的事項

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・S T O P ! 転倒災害プロジェクト 2015
- ・交通労働災害防止対策 など

②業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

(1) 製造業における労働災害防止対策

- ・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- ・災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化など

(2) 建設業における労働災害防止対策

<一般的な事項>

- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
- ・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮など

<東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策>

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用など

(3) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施など

(4) 第三次産業における労働災害防止対策

- ・安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

(5) 林業の労働災害防止対策

- ・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・間伐作業での安全対策の徹底など

(6) 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

- ・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- ・特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等

職場の安全、安全週間にに関する情報はこちちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署